

仙台市公共事業再評価監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市公共事業再評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の職務)

第2条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会の会議を召集する。

2 委員長は、委員会を召集しようとするときは、委員会の日時、場所及び審議すべき事項を定め、会議を開く日の15日前までに委員に対して文書により通知しなければならない。

3 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

5 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。

(資料の説明)

第4条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、議長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人の数を制限することができる。

(採決)

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第7条 委員会の事務局は、委員会により定められた2以上の委員が署名捺印した議事録を作成し、保管する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成11年 1月13日から実施する。

附 則（平成26年10月29日改正）

この改正は、平成26年10月29日から実施する。